

# 【速報】放課後等デイ施設で利用者に繰り返し暴力振るった罪 施設元代表に懲役1年2カ月執行猶予3年

9/9(月) 10:39 配信 3 〇〇〇

8/カンテレ



宇津被告（去年9月）

障害がある利用者の少年に、繰り返し暴力を振るった罪に問われている放課後等デイサービス施設の運営者だった男に対し、大阪地方裁判所は、執行猶予の付いた有罪判決を言い渡しました。

大阪府吹田市の放課後等デイサービス「アルプスの森」の運営会社代表だった、宇津慎史被告（61）は、去年2月から4月にかけて、施設内で重度の知的障害がある利用者の少年（当時15歳）の顔を殴るなどの暴行を繰り返し加えた罪に問われています。

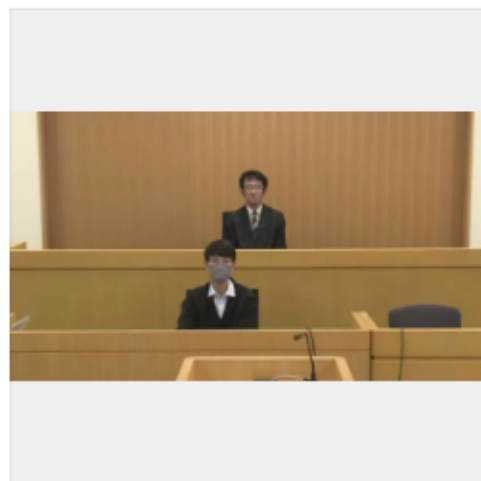
宇津被告はこれまでの裁判で、起訴内容を認めていました。

## ■ 裁判官「執行猶予にしたが重大な事件 きょうのこと忘れず生活を」

9日の判決で大阪地裁の中井太郎裁判官は、「常習的犯行で悪質」として懲役1年2カ月、執行猶予3年を言い渡しました。

中井裁判官は最後に、「執行猶予にしたが、決して軽いものではなく、社会的にも重大な事件。きょうのことを忘れずに社会生活を送ってください」と宇津被告に語り掛けました。

この施設ではおとし、送迎の際に飛び出した男子中学生が近くの川で死亡していて、宇津被告の兄の雅美被告（66）が、安全管理を怠り、死亡につながったとして業務上過失致死の罪に問われ、裁判が続いています。



9日の法廷（大阪地裁 中井太郎裁判官）